

令和6年度

鹿屋市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理・生活排水処理実施計画)

鹿 屋 市

第1章 ごみ処理実施計画

- 1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
 - (1) 計画対象地域
 - (2) 計画期間
 - (3) ごみの排出量
- 2 ごみ処理実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - (1) ごみの排出抑制・再資源化計画
 - (2) 令和4年度 of 取組
- 3 収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - (1) 家庭系ごみの収集計画
 - ① 収集運搬方法
 - ② 指定袋制
 - (2) 事業系ごみ
 - ① 収集運搬及び排出方法
 - ② 資源物の取扱い
 - (3) 一般廃棄物の処理形態
- 4 処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
 - (1) ごみ焼却施設
 - (2) 最終処分場

第2章 生活排水処理実施計画

- 1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
 - (1) 計画対象地域
 - (2) 計画期間
 - (3) 生活排水の処理計画量
- 2 生活排水処理実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
 - (1) 生活排水処理の目標
 - (2) 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画
- 3 収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 4 処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - (1) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

第1章 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画対象地域

対象となる地域は、鹿屋市全域とします。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) ごみの排出量

区 分	令和4年度 実 績	令和6年度 目 標
1人1日当たりごみ排出量	875 g	809 g
ごみ排出量	32,135 t	29,663 t
家庭系ごみ	22,325 t	19,756 t
可燃ごみ(燃やせるごみ)	16,848 t	14,567 t
不燃ごみ(燃やせないごみ)	688 t	441 t
資源物	2,935 t	3,220 t
粗大ごみ	1,854 t	1,528 t
その他ごみ	296 t	235 t
事業系ごみ	9,514 t	9,672 t
可燃ごみ	8,076 t	7,485 t
不燃ごみ	276 t	225 t
粗大ごみ	223 t	495 t
資源物	939 t	1,467 t

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

「鹿屋市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる削減目標の実現のため、ごみを資源としてとらえリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rを基本理念に、

- 「4R運動に基づく廃棄物処理システムづくりの構築」
- 「環境負荷の少ない安心・安全な廃棄物処理システムの構築」
- 「市民・事業者・行政の役割分担による廃棄物処理システムの構築」
- 「財政負担を軽減することを考慮した事業運営の構築」

の4つを基本方針とし、市民・事業者・市が一体となって「ごみの減量・再資源化」に取り組む、循環型社会の形成を目指し、施策の展開を図っていきます。

(2) 令和6年度取組

① 情報の共有化・意識啓発・環境教育の推進		
1	ごみ排出ルールの周知	適正な分別・排出を徹底するため、家庭ごみの収集日・分別に関する「ごみ分別収集カレンダー」の全戸配布、「ごみ分別一覧表」の配布、市ホームページへの掲載、鹿屋市総合アプリかのやライフの紹介等周知を図ります。
2	3キリ運動及び3010運動の推進	○市政モニターから、3キリ運動及び3010運動に対する情報収集や意見要望をもらい施策に反映します。 ○町内会において、3キリ運動及び3010運動の普及実践を行うなど市民運動への展開を図ります。 ○事業所においては、3010運動の普及啓発を図ります。 ○市民に向けた新たな分別チラシを作製します。
3	出前講座の推進	学校、町内会、高齢者クラブ並びに企業等を対象に出前講座を開催し、広範かつ地域に密着した普及啓発を行います。
4	学校と連携した取り組み	小学生を対象にした、ごみ減量・リサイクル塾の開催、学校での食品ロスを始めとした3キリ運動の周知や、ペットボトルキャップ回収等によるごみ減量意識の醸成・環境教育を図ります。
5	プラスチックごみ削減	プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことに伴い、プラスチック素材100%の製品の一部について、プラスチック類としての資源回収を行います。

② 転入者等への周知・啓発の取組		
1	新規転入者への家庭ごみに関する啓発	転入者に、排出ルールを理解を徹底するためにごみ分別方法、品目一覧等を掲載した「ごみ分別一覧表」及び「ごみ分別カレンダー」を配布します。
2	共同住宅向けごみ排出ルールの周知	アパートやマンション等の集合住宅の入居者への啓発として、ごみと生ごみ、資源物の出し方等の周知を図ります。

③ ごみ減量化に向けた取組		
1	スマートフォンアプリ（かのやライフ）による普及啓発	引き続き、スマートフォンアプリによるごみ出しルールの遵守やごみ削減の普及啓発を図ります。

④ 家庭系ごみの排出抑制・分別排出に向けた普及・啓発の取組		
1	家庭ごみ有料指定袋制度	家庭ごみ処理を有料化することにより、費用負担の軽減からごみを減量しようとする動機付けを行い、家庭ごみ排出量の抑制と資源化を図ります。
2	生ごみの資源化	○3キリ運動による生ごみ減量とあわせ、生ごみバケツの利用と家庭での堆肥化の普及拡大に努めます。 ○生ごみバケツの設置箇所を拡大し、生ごみの資源化を推進します。 ○他都市の施策、技術革新を注視し、新たな生ごみ減量化の方策を調査・研究します。
3	拠点回収の充実	パソコン、携帯電話、乾電池、蛍光灯、廃食用油等の拠点回収を継続して実施し、リサイクルの推進に努めます。
4	マイバック等の持参	マイバック持参運動を市民に呼び掛け、レジ袋を減らすことで、ごみを削減し環境保全を推進します。

⑤ 事業系ごみの排出抑制・分別排出に向けた取組		
1	ごみ減量・資源化の啓発・指導	収集運搬業者に対して取引先事業者と協力・連携して、ごみ減量及び資源化に取り組むよう指導します。

⑥ 支援事業の推進		
1	ごみステーションの整備	ごみステーションの整備に必要な原材料を支給します。（原則年一回を基本とし、一町内会に単価契約物品又は5万円以内の原材料を支給）

3 収集・運搬計画

(1) 家庭系(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物)ごみの収集計画

- 家庭系ごみは、市が委託した業者により定期的に収集し「肝属地区清掃センター」や「鹿屋市資源センター」に搬入します。
- 市民は、家庭系ごみを収集計画で定めたごみの分別に従い、ごみステーションと認めた場所に排出又は「肝属地区清掃センター」や「鹿屋市資源センター」に直接搬入します。
- 市民は、家庭系ごみをごみステーションに排出する場合、収集計画で定めた分別に従い、市が収集する日を指定した「ごみ分別収集カレンダー」により排出します。
- 市民は、家庭系ごみのうち収集計画で定めた「可燃ごみ」と「不燃ごみ」をごみステーションに排出する場合、鹿屋市指定ごみ袋を用いて朝8時までには排出します。
- 収集計画で定めた「粗大ごみ」は、市民が直接肝属地区清掃センターに搬入するか収集運搬許可業者に依頼します。

収集運搬する一般廃棄物の区分等

燃やせるごみ		内 容	資源にならない紙類、紙おむつ、アルミやビニールを貼り合わせた紙・ビニールやプラスチック混合製品、皮革類、ゴム類、資源にならない古繊維類（下着等）、ぬいぐるみ、草花、枝木・板ぎれ等
		収集回数	週 2 回
		収集方法	市指定袋（木材・剪定枝については、50cm 程度の長さに切断してひもで束ねて出す）による集積所（ステーション）方式
燃やせないごみ		内 容	陶磁器・ガラスくず、アルミホイル、金属キャップ、傘等
		収集回数	月 1 回（輝北地区及び吾平地区は月 2 回）
		収集方法	市指定袋による集積所（ステーション）方式
資源物	ペット ボトル	内 容	ペットボトル（ラベルとキャップは外してプラとして出す。）
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	プラス チック 類	内 容	ボトル類（洗剤・シャンプー等）、カップ・パック類（カップ麺、インスタント食品等）、ポリ袋類（インスタント食品、菓子などの包み）、緩衝材（発泡スチロール）、プラスチック素材 100%の製品
		収集回数	月 3 回（輝北地区及び吾平地区は月 2 回）
		収集方法	透明袋による集積所（ステーション）方式
	缶類	内 容	アルミ缶、スチール缶（飲物缶、缶詰缶等）
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	びん類	内容	一升びん、ビールびん等 ワンウェイびん（使い捨てびん）
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式

資源物	古紙類	内 容	段ボール、新聞、雑紙、紙製容器包装
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	紙パック	内 容	紙パック（牛乳、ジュース等）
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	古繊維類	内 容	衣類全般（洋服）下着除く・繊維（タオル、布団カバー・シーツ等）
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	金属類	内 容	スプレー缶類（殺虫剤、ヘアスプレー等）・その他金属類(鍋、鎌等)
		収集回数	月 2 回
		収集方法	半透明レジ袋・透明袋による集積所（ステーション）方式
	使用済 小型家電	内 容	コンセントまたは電池電源の小型電子機器
		収集回数	月 2 回
		収集方法	透明袋・半透明レジ袋による集積所（ステーション）方式
	生ごみ	内 容	生ごみ
		収集回数	週 3 回
		収集方法	生ごみバケツによる集積所（ステーション）方式（一部地域）
粗大ごみ		内 容	家具類、畳、自転車 等
		収集回数	収集しない
		収集方法	収集運搬許可業者に依頼又は処理施設へ自己搬入

※ごみステーションに出せないもの（収集しないもの）

- ・事業所からでる事業系廃棄物
- ・引越しなどにでる多量のごみ
- ・粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのもの、自転車、家具類など）
- ・家電リサイクル法の対象品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- ・乾電池、蛍光灯 など

① 収集運搬方法

家庭系ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市が委託した業者が定期的に収集します。資源物については、それぞれの資源化のルートに応じた処理をすることとし、古紙類・びん・ペットボトル・使用済み小型家電などは、鹿屋市資源センターで一時保管し、それぞれ資源化業者に引き渡します。なお、ワンウェイビンについては、リサイクル協会に引き渡しリサイクルします。

② 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭系ごみのうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出については、指定袋制を継続します。

(2) 事業系ごみ

① 収集運搬及び排出方法

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とします。排出者は減量化・資源化に努め、肝属地区清掃センターで処理を行う場合は、自ら清掃センターに搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を収集委託します。

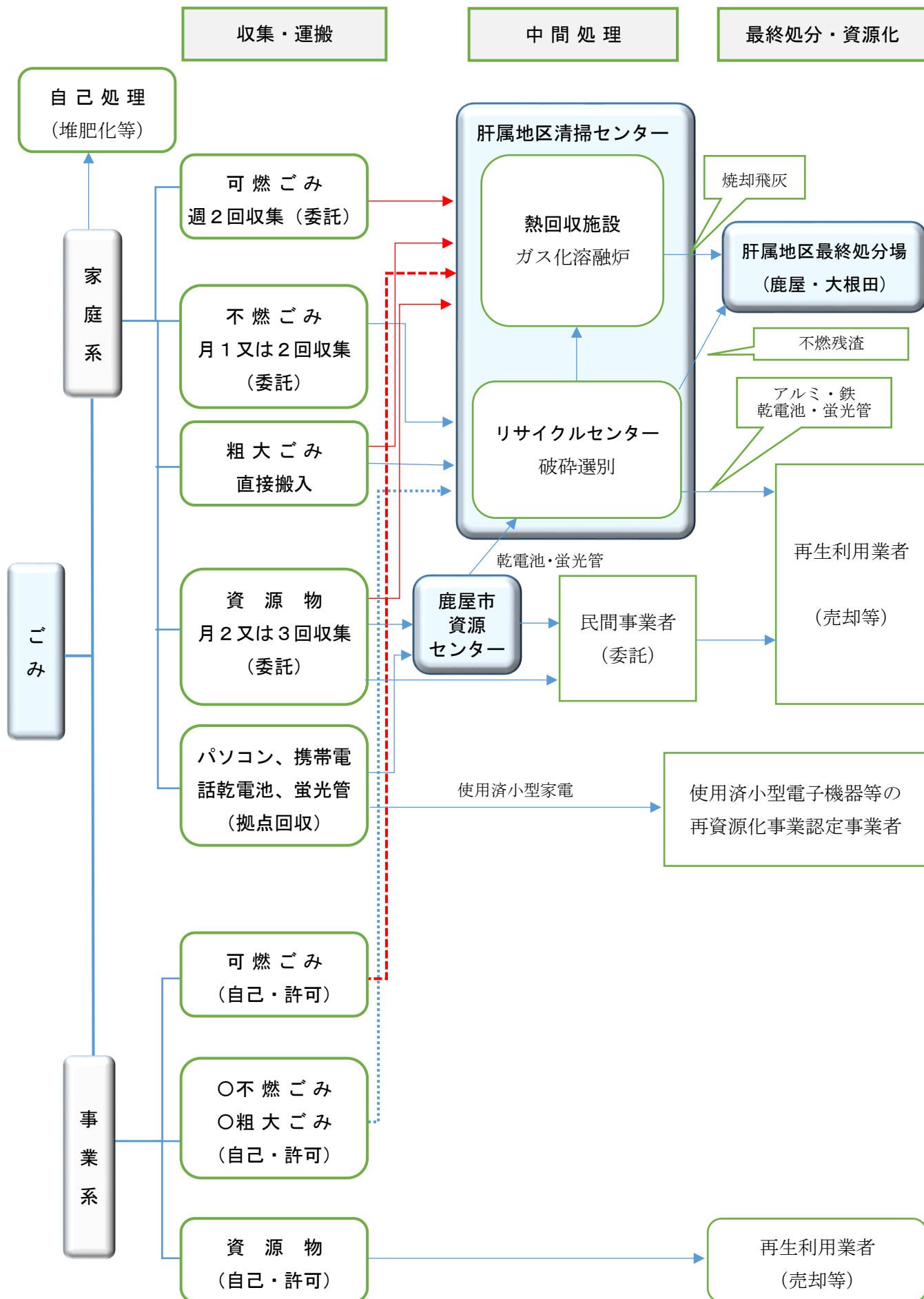
収集運搬する一般廃棄物の区分等

分別区分	収集回数	収集方法等
可燃・不燃・資源・粗大ごみ	随 時	許可業者による事業所別収集又は排出者自らの運搬

② 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物やその他の資源物（紙類、布類、びん、缶、ペットボトル、食品循環資源等）については、事業者自ら資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設に運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託することにより、資源化に努めるものとします。

(3) 一般廃棄物の処理形態（令和6年4月1日現在）



4 処理施設の概要

(1) ごみ焼却施設

施設名称	肝属地区清掃センター
所在地	鹿屋市串良町下小原 3893 番地 8
敷地面積	76,000 m ²
竣工	平成 20 年 3 月

熱回収施設	処理能力	128 t / 日 (64 t / 日 2 炉)
	運転方式	1 日 24 時間連続運転
	焼却設備	流動床式熱分解ガス化溶融炉
	処理対象物	燃やせるごみ、リサイクルセンターからの可燃物
リサイクルセンター	処理能力	17.1 t / 日
	運転方式	1 日 5 時間運転
	処理対象物	燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ

(2) 最終処分場

施設名称		鹿屋最終処分場	大根田最終処分場
所在地		鹿屋市下高隈町 4319 番地 1	錦江町田代川原 2043 番地
敷地面積		148,000 m ²	56,400 m ²
埋立処分地	埋立期間	平成 10 年度～	平成 14 年 4 月～令和 8 年 3 月
	埋立面積	31,300 m ²	9,040 m ²
	埋立容量	246,000 m ³	63,400 m ³
	埋立対象物	焼却残渣、不燃物処理困難物、覆土、その他ごみ（し尿処理カス）	
浸出水処理施設	処理能力	280 m ³ / 日（日平均）	60 m ³ / 日（日平均）
	調整池容量	3,400 m ²	4,500 m ²
	処理方式（水）	浸出水→調整池→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着塔→消毒設備→放流	流水→流量調整設備→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→ダイオキシン除去→活性炭吸着処理→キレート吸着処理→滅菌処理→放流
	処理方式（汚泥）	—	汚泥濃縮槽→汚泥貯留槽→汚泥脱水槽→ホッパー→搬出

第2章 生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画対象地域

対象となる地域は、鹿屋市全域とします。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 生活排水の処理計画量

(単位：kℓ)

	令和6年度
し尿	11,742.67
浄化槽汚泥	58,837.39
合 計	70,580.06

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理の目標

		令和6年度
生活排水処理 人口割合	合併処理浄化槽 (1)	60.38%
	公共下水道 (2)	19.97%
	農業集落排水事業 (3)	0.75%
生活排水一部未処理 人口割合	単独処理浄化槽	13.48%
	し尿汲み取り	5.42%
生活排水処理率 (1) + (2) + (3)		81.10%

(2) 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

① 公共下水道

対象となる生活排水	処理区域
し尿、生活雑排水	鹿屋地域（下水道事業計画区域）

令和6年度の公共下水道の主な整備予定区域

札元1丁目、西原2丁目、打馬地区及び新川町の各一部の区域

② 農業集落排水処理施設

対象となる生活排水	処理区域
し尿、生活雑排水	輝北地域（百引地区の一部）

整備が完了している農業集落排水処理区域における接続率の向上を推進する。

③ 合併処理浄化槽

対象となる生活排水	処理区域
し尿、生活雑排水	公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備事業実施区域外の区域

公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備事業実施区域外の地域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置を、更に一層推進する。

3 収集・運搬計画

収集区域	収集体制	処理施設
鹿屋地域	市許可業者	鹿屋市衛生処理場
輝北地域	市許可業者	曾於北部衛生処理組合（委託）
串良地域	市許可業者	鹿屋市衛生処理場
吾平地域	市許可業者	鹿屋市衛生処理場

4 処理施設の概要

（１）し尿及び浄化槽汚泥処理施設

施設名称	鹿屋市衛生処理場	曾於北部衛生処理組合
所在地	鹿屋市川東町 6982 番地	曾於市大隅町月野 1467 番地
対象地域	鹿屋市（輝北地域を除く。）、 肝付町、東串良町	曾於市、志布志市（松山地区）、 鹿屋市（輝北地域）
計画処理能力	220 kℓ／日	81 kℓ／日
処理方式	標準脱窒処理方式 ＋高度処理	膜分離高負荷脱窒素 ＋高度処理
設置年月日	平成 11 年(1999 年) 3 月 (平成 27 年(2015 年) 2 月増設)	平成 10 年(1998 年) 4 月
放流水	肝属川	菱田川